

## 令和7年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

令和 7年12月10日（水）

午前 9時55分 開 議

午後 2時01分 閉 会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 厚生常任委員長の付託事件審査報告  
日程第 4 議案第13号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則  
日程第 5 報告第 2号 監査報告について  
報告第 3号 例月現金出納検査報告について  
日程第 6 意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書  
意見書案第2号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書  
意見書案第3号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める要望意見書  
日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

### ○出席議員（15名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	7番	好 川 章 君
8番	福 井 雅 章 君	9番	高 橋 江 海 子 君
10番	木 下 八 重 子 君	11番	堀 重 雄 君
12番	三 上 裕 久 君	13番	関 藤 龍 也 君
14番	田 村 勇 君	15番	山 口 清 悦 君
16番	安 樂 良 幸 君		

### ○欠席議員（1名）

6番 荒 木 文 一 君

### ○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君

総務部次長	小畑力也君	市民生活部長	横山浩丈君
福祉部長	鎌田清孝君	健康こども未来部長	景由隆寛君
産業振興部長	稲井健二君	建設部長	堀之内孝則君
駅周辺整備部長	加地幸治君	市立病院事務部長	柳圭史君
市立病院事務部次長	金子和史君	教育部長	諏佐孝君
教育部指導参事	福田善之君	監査事務局長	菊田健二君
総務課長	須藤公夫君	財政課長	岡崎卓哉君

○本会議事務従事者

事務局長	寺嶋悟君	事務局次長	壽崎行洋君
書記	小島亜美君	書記	林麻結君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。

欠席の申出は荒木議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において安樂議員、寄谷議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。なお、この場合8名の方の質問が既に終了しておりますので、プリント順位9番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。通告順に従い、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、滝川駅周辺地区再生整備事業について

市民の関心の高い駅周辺地区の再生整備事業について質問していきたいと思っております。駅周辺地区再生整備事業は、スマイルビルが令和3年3月に閉鎖されて以降活用について様々議論され、基本構想、基本計画の原案策定を経ていよいよ本格的に事業を進めていこうとした矢先、滝川市立病院の経営悪化を理由に一旦停止の発表がされております。そして、この事業は令和9年度の再開を目指すとされております。事業再開の判断は、病院事業の経営改善がされたときと理解しておりますが、再開の判断は経営改善がどの程度進んだときなのか市長に伺いたいと思っております。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの滝川駅周辺地区再生整備事業についてのご質問でございます。今ほどお話がございましたとおり、滝川市立病院の経営状況は医業収益の急速な減少などということで悪化しまして、病院事業会計の収支改善を図る必要が生じたことから、その整備事業にかかります財政見通しが予測できない状況となったということで、一旦停止といたします苦渋の決断をしたわけでございます。令和9年度の事業再開に向けましては、滝川市立病院の経営改善を図り、市全体の財政見通しを含めて様々な可能性を検討してまいりますというふうなことを考えております。ご質問の経営改善の程度につきましては、先月滝川市立病院経営強化プランを改定し、その中で一般会計負担の考え方も示しておりますが、まずはプランを確実に進めていくこと、併せて事業の主な財源とな

りますふるさと基金を確保すること、その他の財源が見込めることが再開の判断材料になるというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 再質問ですが、同時期に別の新たな事業が計画されております。例えば第一小学校、あるいは最近持ち上がりました子育てと健康の拠点総合施設、これらが進められようとしております。私は、あれもこれも今の状況では厳しいと考えております。それで、あくまでも市立病院の経営改善がされたときだけでなく、総合的に判断されるということですけども、市立病院のことに限定すると市立病院の経営が改善される、例えば病院経営の経常収支比率が100パーセントを超えたときだとか、超える予想がついたときだとか、そういうことで判断されるのでしょうか。もちろん総合的に判断されるというのは分かります。もう一度お答え願います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 再質問でございますけれども、100パーセントというところまでは考えませんが、様々なものを考えていかなければいけない。総合的にといたしますので、やはり小学校の統廃合を進める中で学校の改築も必要でございます。それらも優先度が高い事業でございますので、それらを鑑みながら判断してまいりたいと。また、ふるさと納税も今少しずつ伸びてきておりますので、その基金の状況等も考えられるところだというふうに思っております。そのほかにも国のほうが積極財政ということで、様々な補助金、また交付金等が見込めるということもあるかもしれません。それらを総合的に判断して考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、今の答弁で私が予測することは、あくまでも駅周辺地区再生整備事業が最優先だとは限らないということでしょうか。お答えください。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 あくまでもその事業に最優先としてこだわるということは考えておりません。いろいろな事業をどのように進めていくかということ、優先的に考えるべきなのは何かということ、判断していきたいというふうに思っておりますが、それは近い時期にそういうふうな判断をしたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。駅周辺地区再生整備事業の関係です。事業の再開となる令和9年度は、市長、そして我々現議会の改選期を迎えます。責任ある判断として、この事業を前に進めるのか、それともこのまま一旦停止の状態を継続するのか、これは市長の判断が迫られてくると思います。先ほどの答弁では、あくまでも駅周辺地区再生整備事業は最優先ではないと。いろいろな事業を考えながら決めていくのだという判断ですけども、仮に病院事業の経営が改善されたときは予定どおり9年度に進めることだと思うのですけれども、その判断をする時期はいつなのでしょう。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 市立病院の経営改善の改定プランが出たと最初にお答えをしました。しかしながら、

改定プランができただけであって、その経営がそれだけ好転するかというのはどのように判断するかということにもつながってくるかというふうに思います。そういう意味では、先ほど申し上げましたとおり、駅周辺事業は最優先ということではないけれども、優先事業の一つでもありますし、そのほかにも様々な事業は控えているわけですので、それらをトータルして考え、財政的なもの、見通しをしっかりと立てられるかどうかということで判断しなければいけないというふうに思っておりますが、残念ながら私は4期目、来年1年で終わるわけですので。来年度に向けていろいろと予算を考えていくわけですので、それらを進める中において判断をし、早期に駅周辺事業をどうするか等々を決断し、ほかの事業の推進についてもどのような形で進めていくかという私なりの考えをまとめたものをいつかは皆さんにお示ししなければいけないというふうに思っております。それはいつというわけではございませんが、早期にそれはまとめて皆さん方にお示ししたいと。そして、議会にご理解をいただくように求めたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 駅前の再整備事業は、基本計画はまだ原案のままなのです。総合的に判断して進める可能性もあるし、一旦停止が続くこともあるだろうと思うのですけれども、この原案のままということは、令和8年度中に議会に対して審議をしながら、原案というか、本計画を示せなければ令和9年度には行うことはできないと思うのです。ですから、いつか分からないという判断でなくて、ここは市長にはっきり令和8年度中に判断しますと言っていたかなければ、これは9年度再開というのは難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 おっしゃるとおり、令和9年度にそれを引き延ばすつもりは私にはございません。私なりの判断です。市としてどうするかという方向性はその後の問題だと思いますから、私自身の判断としては令和8年度前にはぜひ出したいなというふうに思っておりますので、今回の予算編成においてある程度の予測を考えていきながら進めていきたいと。令和8年度になるのか、それとも本年度中になるのか確約はお約束できませんが、議員おっしゃるとおり、私が残された時間を引っ張ることなく、できるだけ早期に判断をし、皆さん方にお示しすると。そして、次のことに進めていきたいというふうに思っておりますが、取りあえず駅周辺につきましてはまずは解体を先行ということを宣言しておりますので、それらを優先して進めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 その際は、しっかりと将来的な財政シミュレーションを議会に示していただきたいと思っておりますけれども、お約束できますか。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 当然そのようなことを財政シミュレーションをベースとして判断をするということになりますので、お示しすることにはなると思っております。

○議長 長 三上議員。

## ◎2、行政運営

### 1、財政確保の取り組みについて

### 2、市職員の短時間分の時間外勤務手当について

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。財源確保の取組について伺っていきたいと思います。私は、過去の議会質問で本市の全事業をゼロベースで見直すという事業仕分に取り組むべきだと提案させていただきました。この提案は、民主党政権時代に行われたスーパーコンピュータに関しての質問で、2位では駄目なのですかの有名なせりふがありましたが、この事業仕分より大分以前に私はこの本会議で提案させていただいております。その後事業ごとに小グループに編成され、検討されたようです。しかし、結果が出ないで何か立ち消えになったと私は思っておりますけれども、最近では令和6年に財政基本方針というものが示されております。これは職員の皆さん向けにもいろいろ書いておりましたので、よくご存じだと思うのですが、予算編成時にこの基本方針がベースとなり、政策協議、予算協議を進めておられるのだと私は思っております。私は、今こそ駅周辺地区再生整備計画を前進させるためにも本市の全事業の総点検、検証を行い、財源を生み出していくことをやっていかなければならないと考えておりますが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 財源確保に向けました事業の総点検に関するご質問をいただきましたけれども、市におきましては令和5年に策定しました滝川市総合計画に基づき、注力すべき事業を見定めつつ着実に推進しているところであります。あわせて、今ご質問の中でございました令和6年に定めました財政運営基本方針に基づき、例えば新たな予算については既存の事業のスクラップや新たな財源確保により実現することを方針として掲げておまして、毎年全事業を視野に入れながら、その年に必要な事業の構築と予算の精査を行っているところでございます。このように事業及び予算の重点化と精査を毎年進めているところではございますが、今おっしゃりました新たな事業の財源のためにも今後はより一層事業の点検、検証を進め、選択と集中による行政運営を図っていかなければならないと考えているところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 以前に所管のほうからこういう答弁をもらっているのです。毎年度の予算協議の段階で、各所管が全事業を見直して上がってきたものを精査してやるのだと。その上で伺いたいと思うのですが、令和7年度の新年度予算策定時に幾つの事業を見直し、あるいは取りやめたその効果額はどのくらいあったのか。その効果額をよりどころにどれだけの新しい事業が行うことができたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 令和7年度の予算編成に当たりましてどれだけの事業の見直しができたのか、その額については幾らであったのかということのご質問かと思っておりますけれども、今いただいた質問に対する数字というものはちょっと持ち合わせておりません。それは申し訳ありません。ただ、市のほうの協議といいますか、内部での最終的には予算を議会でご提案するまでの過程としましては、政策協議をやり、そして予算協議で数字の細かい詰めをし、そしてご提案をさせていただいて議決を

いただけるようにということで進めております。政策協議の段階では、かなり次年度以降に向けていろんな事業をやりたいという所管のいろいろな考えをいただきまして、本当にそこに出てくる財源というものは物すごい金額で出てきたりするわけですが、その中できちんと事業の精査をいたしまして、ある程度の枠に縮めて、そして予算協議でさらに数字を細かく、数字だけではない事業の中身もきちんとチェックをして、予算をまとめて提案をさせていただくという流れでやっておりますので、多くの目をくぐって事業を精査してご提案をしているということでやってきております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。9月議会でも私は遊休資産の有効活用ということで質問させていただきましたけれども、これまでも資産の積極的活用を行ってこなかったし、これからは行わないとの答弁だったのです。本市が保有する施設、土地などの遊休資産は市民の貴重な財産です。地方財政法第8条には、地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じてこれを運用しなければならないとあります。また、滝川市公共施設個別施設計画では、建物、土地の情報を積極的に発信し、売却、譲渡、有償貸付け等を進めますとあります。小さく書かれているのですが、売却、有償貸付けで市民の貴重な財産の運用を行い、収益性を生むことで、新たな事業への財源とすべきと私は考えておりますけれども、積極的に進めることへの市の見解を伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 遊休資産についてのご質問ですが、本年第3回定例会での三上議員のご質問でもお答えをさせていただいておりますが、市で保有しております遊休資産の多くは老朽化が進み、そのままでは使用することができないものがほとんどというのが現状で、売却まで至ることは難しいというのが実情であります。その上でPRが足りないのではないかと、そういったご指摘をいろいろ前回の議会の中でもいただきました。私どももどういった形でこれを活用していくのがいいのかということで少し調査をしたりしておりますが、全国的に見ると近年不用な資産を個人に売買できるマッチングサービスというようなものを活用して売却につながっているという事例もあるようですので、遊休資産の売却による財源確保につながる取組であると思っておりますので、そういったことも少し調査したり、検討したりしてみたいというふうに思っているところです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 前回の答弁から少し前進ですね。修繕とかをしなくてはいけないというのは、今まで放置してきたあなた方ですよ。修繕してでもやはり市民の財産を有効活用しなくてはいけないのです。部長、どうですか。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 修繕をして有効活用ができるという状態であれば、そういったことも可能かと思っておりますが、なかなか修繕をできるような状況にもないという資産がほとんど、それは手をかけてこなかったのではないかと、というご指摘かもしれませんが、それはなかなか手をかけられなかったという財政的な事情もございます。今は最低限の維持管理というようなところで施設を保持しているという

ような状況ですので、できれば現在の形のままで活用していただけるというようなご提案があればというふうに思っておりますが、全国といいましょうか、いろんな自治体でもそれぞれこういう遊休資産については困っている状況ではないかなというふうに思っておりますので、先ほどの答弁と重なりますけれども、少しいろんな事例を調べて、取り組めるものは取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今は建物の話に集中していたと思うのですが、土地だってあります。土地は、ほぼ手をかけなくても売却可能なのではないかなと私は思っておりますけれども、いかがですか。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 売却可能な土地につきましては、公募するですとか、そういった方法で売却を進めているところです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ぜひとも積極的に公募しながら、少しでも遊休資産を活用できるようにお願いしたいなと思います。土地については、今外国人の土地取得という部分でいろいろな問題がありますので、その辺は注意しながら進めていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。基金の関係です。基金の運用についてです。過去において銀行預金は運用としては有利だったかもしれませんが、ただ、2024年3月にマイナス金利政策が解除されたので、少し金利が上がってきているというのは承知しております。基金運用の利回りの向上は自主財源を生むということで、ほかの自治体では運用について非常に深く研究されております。本市の基金運用の現状と基金運用のために新たな取組があるのかを伺っておきたいと思っております。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 基金運用についてのご質問ですが、本市では財源確保を目的として、日本銀行がマイナス金利政策を解除した令和6年度から市内金融機関の大口定期預金への預け入れを再開しております。それから、令和7年度からは、大口定期預金に加えて国債による基金運用を開始したところであります。令和6年度は、約35億4,000万円の基金運用により約200万円の基金運用利息となったほか、令和7年度は大口定期預金と国債を合わせて57億3,000万円の基金運用により約1,000万円の基金運用利息になると見込んでいるところです。今後につきましても金融市場の情勢を見極めつつ、确实かつ有利な方法により基金運用に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 市民の皆さんも聞いていらっしゃると思いますので、ちょっとここで基金がどのぐらい滝川にあるのかということで、令和6年の決算では一般会計で83億6,800万円あるのです。特別会計にも実は基金がありまして、13億8,600万円、両方合わせると97億5,000万円あるのです。基金の数なのですが、19の基金があるのです。特別会計を使うわけにはいかないので、一般会計だけで言うとそれなりの数があります。今それぞれの個別に基金の運用を図っていると思うのですが、私は基金の一括運用というのを行ってはどうかかなと思っております。運用

益で1,000万円ほどという話でしたけれども、これが固まればもっと運用益が上がるのではないかと、素人ながらそう思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 基金の運用につきましては、当然必要となる資金は確保した上で、その余といたしますか、残りの基金の中でどれだけの運用ができるかというようなことを考えているところです。ご質問にありましたまとめて大きな金額で活用することができないのかというご質問ですが、もちろん資金の安全性、そういったところを最優先した上で、どういうことが可能なのかというのは検討してみたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 ちょっと確認なのですが、この基金の運用収益というのは、地方交付税に影響が出るのか、出ないのか伺っておきたいと思えます。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 影響は出ないというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、やはり基金をうまく活用して運用していただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。市職員の短時間外勤務手当について伺いたいと思えます。他市において朝礼や掃除などの短時間分の時間外勤務手当の未払いがあったとして、補正予算を組んで支給する運びとなった例がございます。本市では、短時間分の時間外勤務手当についてはどのように運用をされているのか伺いたいと思えます。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 職員の短時間分の時間外勤務手当についてのご質問ですが、本市におきましては、時間外勤務は所属長の命令に基づき行うということを原則としております。勤務命令を受けて勤務をした時間につきましては、短時間であったとしても時間外勤務手当の対象というふうになるというふうな取扱いをしております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、例えば始業前とか、始業中に掃除とかするのかどうかちょっと分からないですけれども、そういった1分、2分刻みの部分については、所属長の命令がなければカウントされないということなのですね。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 所属長の命令がなければ時間外勤務手当という扱いにはならない、それは業務命令として行っているものでないということになりますので、時間外勤務手当の対象にはならないということになります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 所属長の命令がないときは、やらざるを得ない、やらなければいけない業務というものもありますよね。それは全てサービス残業になるということですね。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 緊急の場合ですとか、勤務時間外にそういった業務が発生するというところもあるかと思いますが、そういった場合には、必要であったかどうかというのは事後に所属長が判断をするという場合もありますが、基本的には所属長の命令がないものは時間外ではないと、勤務ではないということになりますので、しっかりと時間外勤務命令を受けて時間外をしてもらうということは職員にも指導しているところです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 職員の皆さんというのは、恐らく残業がつくからやるとか、そういうことではないと思うのです。この業務をやらなければという、そういう思いでされていると思うのです。ということは、所属長がずっと一緒にそこにいれば業務として成立するかもしれませんが、いないときは本当にサービス残業になってしまうということなのですね。例に挙げたほかのまちで補正予算を組んでまでも支給する運びになったというのは、職員の皆さんからそういうような通報があったのです。それで調べたのです。調べてみると、莫大な時間が超過勤務として上がってきたということなのです。本市においては、そういうことはないですか。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 あくまでも時間外勤務というのは所属長からの命令を受けて行うというものですので、ほかのまちの事例がこういった形で命令をされていたのかちょっと分かりませんが、命令を受けた部分が時間外勤務ということになるということだと思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 鎌田部長、今そんなことはないよという話だったと思うのですが、何かありますか。ないですか。なければ次に移ります。

### ◎3、市民生活行政

#### 1、ヒグマ出没時の対応について

それでは、次の質問です。ヒグマの出没時の対応について伺いたいと思います。本市でのヒグマ目撃情報が昨年と比べて2倍以上になっております。そこで、鳥獣保護管理法が改正されました。2025年9月1日施行です。市街地に熊が出没し、住民の生命に危険が及ぶおそれがある場合、自治体や首長の判断で猟銃による迅速な捕獲が可能となりました。いわゆる緊急銃猟制度ですが、これには1つ心配がございます。1つばかりでないですけれども、心配事がございます。住民やハンターに危害を及ぼすおそれがあります。そこで、市街地での猟銃使用についての市長の見解を伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 緊急銃猟についてのご質問をいただきました。9月1日から改正鳥獣保護管理法が施行され、市長の判断で市街地等の人の日常生活圏で銃器を用いる緊急銃猟を行うことが可能になりました。9月1日以降、道内では札幌市で1件緊急銃猟が実施されたほか、道外市町村においても実施をされている状況です。

緊急銃猟は、従来認められていなかった人の日常生活圏という人等に危害が及ぶ危険性が高い場

所で銃器を使用する制度であるため、環境省から発出されましたガイドラインで示されているとおり、通行を禁止するすとか制限をすること、それから住民の避難等の安全確保に関する手順を実施の上、銃猟によって人に危害が及ばない状況を確認するまでは、相応の準備の時間が必要だという制度になってございます。また、ヒグマが移動しまして、発砲を想定する場所ですとか向きですとか、安全確保のための対応の内容に変更が生じてしまうというケースにおきましては、緊急銃猟の実施は難しいというふうに考えられているところでございます。一方、緊急銃猟は、人の日常生活圏というヒグマ出没のリスクが高い状況で捕獲を行う選択肢となり得ます。その危険性を排除する最も有効な手段が捕獲になりますので、ヒグマ出没による危険性、緊急性から捕獲の必要性を判断し、確実に安全を確保した上で実施することができる場合には緊急銃猟により捕獲を行いたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 場合によっては猟銃を市街地で、もちろん安全を確保したときという大前提がありますけれども、そういうことを市民の皆さんはご存じですか。いま一度周知を徹底したらどうなのでしょう。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 法施行9月1日でございます。それから3か月ほどでございますけれども、報道等で様々緊急銃猟が実施されたすとか、それから最近ですと道外のほうが多うございますけれども、東北地方のほうでは緊急銃猟で立て籠もった熊を駆除したすとか、そういった事例もいろいろ報告をされているところでございます。確かに私どももまだ緊急銃猟をやりますよというようなPRと申しますか、そういう手順というものが申しますよというようなことは今まで申してきておりませんが、昨年度からになりますけれども、ヒグマに関する市民へのセミナーなんていうのを実施しております。去年は街なかのほうで実施しましたし、今年はやや趣を変えまして、農村地区、農家の方々を中心に市民セミナーというのを開催しております。こういった取組につきましては、非常にこのヒグマの多くなってきた昨今ということを考えて非常に重要と思っておりますので、来年も何らかの形で続けたいというふうに思っておりますので、そういった中で市民の皆様、少しでも多くの方々に周知をしていければなというふうに考えているところです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 講習、講演会もされているということなので、安心しました。

#### ◎4、産業振興行政

##### 1、滝川市奨学金返済支援制度について

それでは、最後の質問です。奨学金返済支援制度について伺いたいと思います。この滝川市の奨学金返済支援制度は、奨学金を利用しながら学生時代を過ごした学生に、本市で就職することを条件に滝川市と市内企業が返済支援するものです。また、これによって企業にとっては優秀な人材を確保し、人手不足解消につながるということが可能になります。本市においても少しでも若い人たちが滝川に住みついていただきたい、住んでいただきたいということで、効果が上がってくるのかなと期

待はしております。そこで、市内企業に制度の周知を図り、公募を行ったと思いますが、その協力していただいた企業については、どのような理由から応募され、活用に至っているのかを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 滝川市奨学金返済支援制度についてのご質問ですが、本制度は滝川市への定着を促進するため、本市に登録をしている協力企業に勤務し、奨学金を返済する方に対して支援を行うため、今年度新たに創設をした制度でございます。現時点での協力企業は4事業所ですが、本支援制度に賛同いただいた理由といたしましては、従業員の福利厚生が充実した企業であるとの評価や企業アピールにもつながるといった声が聞かれ、ひいては人材確保につながる制度と捉えられているようでございます。市といたしましては、より多くの企業に登録していただくため、企業への個別訪問やダイレクトメール、各種会合の場などでの制度周知など多様な方法で制度を知っていただくとともに、大学に対し協力企業の紹介も含めた制度PRを行い、市内企業と従業員双方に有益な制度となるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今大学という話が出ておりましたけれども、國學院大學のことでよろしいのでしょうか。

それと、滝川出身の学生さんも随分首都圏に行っていらっしゃると思うのです。その滝川に住んでいる親御さん向けにぜひこのことをPRしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。うちの息子もこれを利用したら将来的に返済が楽になりますよねというような話を親御さんから子供たちに話していただくということで、市内に住む親御さんにもPRしたらどうなのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 今ほどご質問いただきましたとおり、いわゆる奨学金を借りているという状況でございましたら、一定の条件はありますけれども、國學院短大の方々にも使っていただける制度になっております。そういう意味からも短大のほうにも周知をしておりますし、より一層これについては強く周知を図っていきたいと思います。それ以外にもいろいろな産業振興部関連の事業の中で大学の就職担当の職員とも接する機会がございます。こういった機会を捉えて、滝川市出身の方がいらっしゃる可能性がありますので、そういったPRも今行っておりますけれども、それもより一層行っていききたいというふうに思っております。

また、今道外にいらっしゃる方の親御さんということもございます。我々としてもまだこの制度の周知が十分全ての方に行き渡っている状況ではないというふうに認識をしておりますので、今重点的に行っておりましたのは、例えば事業者、社長をはじめそういった方にまず広く知っていただくという取組を今強くやっておりました。市民の方に広く知っていただくためにどういう方法が最適なのかということは、今いただいたご意見を基に考えていききたいというふうに思っています。今例えばラインですとか、そういった市の制度周知の方法ですとか、そういったところは着手しておりますけれども、どういった形で広く知っていただけるかは取り組んでまいりたいというふうに

思います。

○三上議員 終わります。

○議長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派清新の木下です。

## ◎1、防災行政

### 1、災害時におけるペットとの同伴避難について

それではまず、防災行政、災害時におけるペットとの同伴避難についてのお尋ねをいたします。

10月に北海道と環境省によるペットとの避難を想定した防災訓練が江別市で行われたとの報道がありました。伊達市では、6月にペット同伴の避難訓練も実施されています。ペットは家族の一員であり、災害時に置き去りにすると野生化するおそれもあるため、一緒に避難することが地域の安全のためにも望ましいです。本市においてのペット同伴で避難できる施設はあるのか。また、そういったことを想定した避難訓練などを検討してはどうでしょうか。見解を伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ペットの避難についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、現代社会におきましてはペットも大切な家族の一員ということで、ペットのことが理由で避難をためらい、飼い主自身が危険な状況に陥るといふことはあってはならないことだといふふうに思っております。災害時のペット対応につきましては、まずは飼い主による自助を基本としており、円滑な避難のためには日頃から飼い主の指示に従うようにしつけを行うことやペットフードなどの食料、それからケージなどのペット用品についても災害用に平常時から準備しておいていただくことが重要であるといふふうに考えております。

ご質問にあります同伴避難ですけれども、同伴避難につきましては飼い主がペットと同じ空間で避難生活ができるという避難方法です。これにつきましては、不特定多数の方が集まる避難所では、犬猫に限らず動物が苦手な方や動物アレルギーをお持ちの方、また同じ空間で過ごすことで体調を崩してしまうというような可能性もあります。それから、ペットの鳴き声や臭いなどが避難所の環境に影響を及ぼすというようなことで課題も多く、ご質問にありました同伴避難というのは実施は難しいといふふうに考えております。一方で飼い主とペットが避難所まで一緒に避難行動をする同行避難というものがあります。これにつきましては、例えば滝川市のスポーツセンターを避難所として開設をする場合には、避難者のスペースとは別にペット専用のスペースを確保すると。隣接するすば一く滝川を想定しておりますが、そういったところにペット専用のスペースを確保するといふことで考えております。あくまでも専用スペースを確保するまでで、ペットにつきましては飼い主様ご自身で対応いただくことを基本といふふうに考えておりますが、そういう同行避難、こういったことを滝川市としては進めていきたいといふふうに思っております。

訓練の話もございました。ペットの避難につきましては、動物に関する専門的知識のある獣医師会、それから動物愛護団体、ボランティアなどの様々な機関、団体の協力も必要かと思っておりますので、

ほかのまちの事例なども参考にしながら、必要に応じて訓練の実施も視野に入れて、安心して同行避難していただけるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 木下議員。

## ◎2、保健福祉行政

### 1、補聴器購入費助成について

○木下議員 それでは、次の質問に移ります。補聴器の購入費助成について伺います。本市の高齢化率は、2060年には45.5パーセントになると推定されています。加齢による聴力低下は認知症のリスク要因の一つとされており、早期発見と治療が自立した生活の維持につながるということが知らされていますが、10月に視察で訪れた明石市では認知症の予防の一環として国の補助金を活用し、補聴器の一部助成事業を行っていることを確認してまいりました。本市においても認知症予防という観点から補聴器購入の助成制度を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 昨日の好川議員の質問に対する答弁でも触れましたけれども、認知症総合支援事業を含め、介護予防に資すると考える事業を様々実施しているところであります。視察先の自治体で国の補助金を活用した補聴器の助成事業を行っているということのお話を今されていましてけれども、現在加齢性難聴に伴います補聴器購入費用に対する国の補助制度というのはありません。ないので。全国市長会において、そういう状況でありますから、令和8年度国の施策及び予算に関する提言におきまして加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設についてということで国会議員及び関係府省に対して要請しているところなのです。繰り返しになりますけれども、加齢性難聴に伴う補聴器購入費用に対する国の補助制度はありません。恐らく議員が伺ったのは介護保険者努力支援交付金のことなのかなというふうに思いますけれども、もしそうでしたら本年第2回定例会において寄谷議員へ答弁した内容と同じお答えになります。難聴に対する普及啓発や早期発見、受診状況の把握などの難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組、これについては介護保険者努力支援交付金、この活用に係る評価指標に含まれておりますけれども、補聴器購入費の支援についてはこれは含まれていないということです。介護予防に資する様々な取組についての効果検証を行っておりますけれども、介護予防の取組としてのニーズや有効性、優先度等を踏まえまして検討するとともに、今後の国の動向についても注視していきたいというふうに考えております。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 再質問で1件だけしますけれども、高齢者の聴覚と補聴器に関する相談件数がどう推移しているのかも把握できていれば教えてください。また、コロナ禍からの状況も変わってきていますし、改めて希望者の調査を市として実施するよう提案いたしますが、見解を伺います。

○議長 長 答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 大々的にニーズ調査ということについては、ほかの例えば空調設備、冷房設備のニーズ調査のときにもお答えしましたけれども、対象を絞り込むということが非常に難しいと思うので

す。どの年齢の人だとか、こういった対象の人たちということがなかなか難しいので、加えて今現在、先ほど申しましたとおり、国の補助制度もありませんし、考え方としては地域間格差があってはいけないような支援制度だなというふうに考えている部分もありますので、財源の裏づけもない状態で調査をするということになりますと、事業の実施の可能性が薄い中でニーズ調査をするということになりますので、そういったことはできればしないほうがいいのかというふうに私は思っております。したがって、相談件数についても正確な数字というのを取っている状況にはありません。

○木下議員 終わります。

○議長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

高橋議員の発言を許します。高橋議員。

○高橋議員 会派清新の高橋です。通告に従い、質問を行います。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、明るい街づくりについて

初めに、市長の基本姿勢について伺います。市内高校生がデザインした新しいバスは、まちに明るさを与えていると大変好評であります。ほかの自治体では、看板や歩道橋、公共施設の壁面等を活用して観光や移住政策、特産品等の地域の魅力を発信しており、市外の方へのアピールとして有効であります。本市は、市外からの車も多く通っている交通の要衝であるため、本市でもSNSと両輪でひときわ目を引く色彩豊かな看板等でまちに彩りを与えるなど、リアル空間でも視覚効果で魅力発信を強化してはどうかと考えます。見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 明るいまちづくりということで観光や移住政策等の地域の魅力の発信に関するご質問をいただきましたけれども、これらにつきましては現在はSNSや市公式ホームページのほか、パンフレットなどの紙媒体でもPRをしているところです。ご提案の看板等によるPRについてですけれども、世界に向けて広く発信できるSNSや市公式ホームページと異なりまして、発信先が設置場所付近に限られるということから、看板等作成の費用対効果の面からも市としましては現時点では取り組む考えはありませんけれども、今後におきましてもご提案の趣旨を踏まえて、より効果的な地域の魅力の発信には十分留意して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 ただいまの答弁を受けまして再質問させていただきます。所管との打合せの中でも費用対効果の話が出ておりまして、SNSのほうが費用対効果が高いのではとか、そういったことですとか、幹線道路沿いですと国や道の管理地も多く、設置がちょっと容易ではないといった課題を伺っています。しかし、先ほどの質問でも申しましたように視覚的にインパクトのあるものは印象に残ります。車窓からの景色というものは、ドライバーや同乗者にとって大きいものです。高速道路の景色が単調だと眠くなりやすいという指摘もあるように、視覚的な変化は人の関心を引く効果もあります。本市は残念ながら何も無いなどと市内外からたまに言われてしまっているという、よ

く私も聞くのですけれども、事実があるので、やはり色鮮やかなSNSの内容はとても今充実しているのですけれども、そちらにリアルを近づけていく努力は必要ではないかなと考えています。これは、費用対効果云々ではなくて、本市に刷り込まれているマイナスイメージを少しでも払拭する狙いもある取組です。そういった点を踏まえて、市長は明るいまちづくりに対する投資という面に対してどのようにお考えなのか、いま一度見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 まちのイメージアップという形でのご提案だというふうに取り扱っている次第でございますが、先ほど答弁でお話ししたとおり、やはりその費用対効果というのがなかなか定量的にはかれるものではないものですから、定性的な部分というのは非常に難しいものがございます。その辺を鑑みながら、やはりそれだけの費用をかけたその効果のあるなしがなかなか判断しにくい部分につきましては、もう少し検討させていただきながら考えていきたいと思いますが、今のところなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

○議 長 高橋議員。

## ◎2、行政運営

### 1、職員へのカスタマーハラスメント対策について

○高橋議員 続いて、行政運営の質問に移ります。全国の自治体で熊の出没が相次ぐ中、そのたびに駆除に関する多くの電話等が行政に殺到し、カスタマーハラスメントに悩まされているといった報道がされています。カスハラ防止関連法改正を踏まえ、本市職員が安全かつ安心して職務に遂行できるように電話の自動音声化や録音等の対策が必要ではないかと考えますが、現状を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 電話の自動音声化や、それから録音などの対策についてのご質問ということですが、ご質問の中にもありました令和7年6月に公布をされました労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるカスハラ防止関連法、これの施行によりまして、カスハラ防止のため事業主に雇用管理上必要な措置を行うよう義務づけられたところであり、カスタマーハラスメントは、対応する職員個人に大きな精神的ストレスを与えるとともに、業務の効率を低下させる可能性の要因の一つであり、社会全体にとっても見過ごすわけにはいかない重大な問題であると捉えております。

本市におきましては対策の一つとして、本年4月から当直を含めた全10台の電話機に通話録音装置を設置し、事前音声の放送を含めた運用を行っているところです。通話録音装置につきましては、各所属へ設置の必要性等について事前に聞き取りを行い、設置をしたところであり、現時点においては設置していない所属からの設置を希望する声は上がっておりませんので、導入の拡大につきましては今のところ考えておりませんが、今後業務の遂行に当たり対策を講じたほうがよいと判断される場合には、増設も視野に入れていきたいというふうに考えております。

○議 長 高橋議員。

### ◎ 3、防災行政

#### 1、女性用防災備蓄品の運用及び有効活用について

○高橋議員 続いての質問に移りたいと思います。災害時の女性の健康と尊厳を守る観点から防災行政について質問したいのですが、生理用品の備蓄量や更新体制、避難所での配付方法など、避難所における女性用防災備蓄品の取扱いについて考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 生理用品の備蓄についてのご質問ですが、本市における各種防災備蓄品については、滝川市備蓄計画に基づき備蓄を進めておりますが、生理用品につきましては目標数値を掲げずに、重点備蓄品目以外の生活物資というふうに位置づけて備蓄をしているところです。また、生理用品の避難所等での配付方法については、女性職員などから配付するなど対象者に配慮する形での配付を想定しているところです。備蓄計画における重点備蓄品目には今現在位置づけておりませんが、今後生理用品につきましても重点備蓄品目に位置づけして、更新を含めて計画的に備蓄をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 1つ再質問させてください。災害時に女性用防災備蓄品を取り扱うのは女性職員であるということを知ったのですけれども、やはり防災サポーターの女性の協力も必要不可欠であると考えています。私も防災サポーターとして登録をしているのですけれども、所管のお話を伺う中で若い世代の登録が少なく、特に女性、若い女性というのはあまりいなくて、私が最年少であると伺って驚きました。おとといも皆さんご存じのように大きな地震が発生して、私も地元が道南でありますので、家族、友人と連絡を取ったり、状況を把握するためにSNSで情報収集を行ったところでもあります。同時並行で防災サポーターのお話を伺ったばかりでしたので、登録をSNSで呼びかけようとしたのですが、案内を市のホームページ等から探そうとしたところ見つけられませんでした。災害はいつ起こるか分かりません。若い世代や女性の登録を推進したいというのであれば、ぜひまずはネットで探せば必ずたどり着ける情報が最低限必要であると考えています。本市では、これまでも市長が防災サポーターの拡充について前向きに発言されてきました。ぜひ今回の地震のように防災意識が高まっていることを契機に、ホームページの動線改善やSNSを使った継続的な呼びかけなど、防災サポーター募集の仕組みを強化していくべきではないでしょうか。若年層の登録推進と情報発信の改善について市の考えを伺います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 防災サポーターの皆様につきましては、避難所での避難所運営ですとか、そういったところに関わっていただく、ボランティアとして関わっていただきたいというふうに考えているところです。女性のサポーターの方がいれば先ほどの生理用品の配付ですとか、そういったところには職員と共に関わっていただければなというふうに考えているところです。その上でもサポーターの数を増やしていく、それから若い方たちに広げていくという活動は大変重要だなというふうに思っております。現在防災サポーターにつきましては、各種訓練を行ったときに参加していただいた方、防災に興味を持っていただいている方ということですので、そういった方たちにPRをし

ているところですが、ご指摘ありましたようにホームページですとか、そういったところでのPRというのはちょっと不足していたかなというふうに思っておりますので、今後そういったPRについても行っていきたいというふうに思っております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 それでは、次の質問に移ります。メーカーによりますと、生理用品の品質保証の目安は3年ほどとなっております、私もふだん何げなく使っているものだったので、今回の質問をつくる際に初めて知ることになりました。あわせて、本市の備蓄品の生理用品が聞いたところ5年以上交換されていなかったということも知りまして、やはり肌に直接つける衛生用品ですから、その辺りは気になるところであります。そこで、1年ないしは1年半のサイクルで防災備蓄品としての生理用品を中学校などの教育現場に定期的に循環配備する、ローリングストックという仕組みを構築することがやはり財政的負担を含めて持続可能な方法であるのではないかなと考えました。見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 生理用品につきましては、明確な使用期限はないようですが、一般的には3年から5年くらいが目安ということになるというふうに承知をしております。現状本市の防災備蓄における生理用品につきましては、先ほども答弁しましたように計画的な購入、更新はこれからということになりますが、議員からご指摘をいただきました生理用品の中学校などの教育現場への定期的な循環、これにつきましては有効な活用方法の一つというふうに考えますので、まずは計画的な備蓄を図った上で、教育委員会とも検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 持続可能な社会の実現に向けて、様々なローリングストックが部署に広がるようにと願っております。

#### ◎4、市民生活行政

##### 1、ヒグマ対策について

続きまして、ヒグマ対策の質問に移ります。本市では、今年学校近隣の市街地でヒグマによる果物の食害があったほか、登校、通勤時間帯にも出没情報があり、住民は大変不安を抱えています。現在の状況と今後の対策について伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 学校近隣で果物の食害が発生したヒグマの出没についてのご質問ですが、南滝の川で発生した出没につきまして、少し細かくなりますけれども、9月末から10月にかけての経過、対応について説明させていただきます。スタートは9月の29日でありました。南滝の川の果樹園農家からプルーンの木につけられた爪の跡、それからそのプルーンの実が食べられたということについて確認をしてほしいという通報が市のほうに電話がかかってまいりました。鳥獣被害対策実施隊員であるハンターと市職員で現地を確認したところ、ヒグマによる痕跡であることが判明いたしまして、果樹園内にはプルーンを内容物とするふんも発見されました。また、隣接する滝

川東公園の砂利道にもヒグマのふんを発見いたしまして、砂利道を移動経路として東公園に侵入しているのではないかという可能性が高いことが確認されたため公園を封鎖し、立入禁止とする対応を行いました。なお、当日中に東公園と隣接する國學院大學北海道短期大学部と東小学校のグラウンドなど敷地内の痕跡、ふん等がないかといった確認を行いましたけれども、痕跡は見られませんでした。以降4か所にセンサーカメラを設置いたしましてヒグマの動向を確認するとともに、実施隊員が周辺のパトロールを朝夕行いまして警戒を続けておりましたけれども、2日後の10月1日、果樹園農家から今度は聞いたことのない動物の鳴き声がするという電話がありました。たまたまその音を録音されていたということで聞かせていただきましたところ、ヒグマの鳴き声である可能性が高いということ、それから果樹園内には先日の現地確認で確認していなかった新たなふんも発見されました。同一場所に出没を重ねたという状況になりましたので、捕獲が必要というふうに判断いたしまして、1日に果樹園内に箱わなを設置いたしました。箱わなの設置後、センサーカメラを引き続き設置しておりますけれども、そこにはヒグマが映るですとか新たにヒグマが侵入した形跡はなく、その後16日になりますけれども、滝川消防署の協力によりまして上からドローンによる調査、それから実施隊員11名に協力をいただきまして、一斉に土地を捜索いたしましたけれども、姿、痕跡は確認されませんでしたので、既にヒグマはこの周辺から離れたというふうに判断いたしまして、捕獲には至りませんでした。17日に箱わなを撤去いたしました。また、センサーカメラの設置は、これは月末の31日まで継続いたしました。しかしながら、箱わなの撤去以降もヒグマが映ることはありませんでしたので、31日に東公園の封鎖を解除したというのが経過でございます。

今後の対策ということでございますけれども、南滝の川の果樹園、東公園に限らず市内各地の出没場所についても同様ですけれども、背丈の高い雑草の刈り払いですとか電気柵を設置するですとか、出没を抑制する対策というのは移動経路が推測される場合には可能なのですけれども、多岐にわたる場合、範囲が広大であるのは難しいと。それから、想定する範囲全てで対策を実施することは現実的ではないと。また、この場所だけではなく、ほかの場所にも出没しているという状況があるものですから、現在実施を予定している対策はございません。ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

○議長 高橋議員。

○高橋議員 様々な対策や捜索が行われたこと、関わった全ての方々に心から敬意を表します。

再質問させてください。電気柵や除草等の対策は、今回の場所の特性や範囲などあってなかなか厳しいというお話は所管との打合せでも説明を受けまして、しかしヒグマは一度でも食べた餌への記憶力と、それから強い執着性、これを併せ持つため、今後も同じ時期に同じ場所に戻ってくる可能性はヒグマの生態上大いにあり得ると考えます。先日本市で行われたヒグマの生態を学ぶ市民セミナー、先ほども三上議員の答弁の中でおっしゃられていたものなのですが、やはりそういったソフト面での官民連携の予防策は大変よい取組であると考えます。あわせて、最近のニュースでは苫小牧市で住宅街向けのモンスターウルフ改良型を設置する実証実験がなされて、実際にヒグマを退散させたという映像が放送されていました。やはり学校周辺というこの部分で考えると、この出没

自体が万が一が許されない重大な案件であると考えています。市民の生命、財産、安心した生活を守るため、やはりソフト面と併せハード面でも予算を投じてあらゆる予防策を考え、講じるべきと考えますが、見解を伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 モンスターウルフ、滝川市も保有しておりまして、別の場所ですけれども、設置をしております。センサーが有効距離20メートル程度の範囲に物体を感知したときに動き出すという仕様で、局所的にその部分の付近にヒグマを近づけないと、逃げていくという効果が期待できる忌避装置になります。しかしながら、果樹園に設置をして果樹園からヒグマを追いやるということをした場合、まず近隣の東公園、それから方向的に学校方向、國學院短大ですとか東小学校、またアクロスプラザも近隣にございます。そちらに行ってしまうという可能性もあるということ、それから先ほどの電気柵と同様なのですけれども、侵入経路が特定されていれば途中で設置をして、来ないようにというふうに抑制できるのですけれども、実は今回の案件でも根室本線の線路伝いに来たという可能性ですとか、それから12号線のバイパスの高架下から来たということ、それから実はずっと南滝の川からの長いかんがい溝があるのですけれども、そこ沿いに来たなど、いろいろ想定される侵入経路をハンターの皆さんとも協議させていただいたのですけれども、多岐にわたって、これはちょっと特定できないねという案件でございました。ですので、今回はモンスターウルフはここには設置しないという判断をいたしました。

今高橋議員からお話ありましており、最近改良型の指向性スピーカーを搭載してそちらのほうを向くというモンスターウルフが出ているというのを確認させていただきました。確認させていただいて、なかなか進歩していているなというのは十分感じているところでございますけれども、今申し上げました2つの点、周囲に追いやってしまうということ、それから侵入経路が定かではないということにつきましては払拭されるものではないというふうに考えますので、この案件に関するものに関しては、来年出沒する前段階における対策としての活用は難しいのかなというふうに考えております。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 様々な侵入経路があるということで、ちょっと難しいのではないかというお答えだったのですけれども、予算の関係もあるとは思いますが、侵入経路が今挙げてもらっただけでも3種類あったと思うのです。恐らく畑のほうからやってきていたりしたら4種類ぐらいになってしまうかもしれないのですが、3台か4台ぐらいだったらぜひ購入を検討いただけないでしょうかという、その全ての可能性のあるところに配備するべきではないかなと考えているのですが、予算の関係ですとか、そういったところもあるかとは思いますが、ぜひ検討いただけないか、見解を伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 まず、2点あると思っております、1つは今回例えば3経路あると申しましたから3台かも分からないのですけれども、今年出たところとは別に、例えばこの時期というのは果樹がいろんなところになる時期でございます。南滝の川方面も果樹がございますけれども、もちろん

江部乙方面にも果樹がございますので、去年はそちらの江部乙方面の果樹のほうにモンスターウルフを設置をしたりというふうにしております。両地区では果樹をやっている部分実は何か所もあるのですけれども、まずは1台の設置という形にさせていただいております。数がかなりあるというのがまず1点目。それから、2点目は、先ほど申しましたとおり、ではそこで食い止めて、横に逃げたときに東公園に行く、学校に行く、そこを非常に危険なことかというふうにも考えております。以上のことから、モンスターウルフでの対策というのは、今回の予防という手段では難しいのかなというふうに考えております。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 市民の命を守るためにぜひ様々な、モンスターウルフ以外の検討もしていただけたらと思います。

最後の質問です。猟銃を用いずに、電気止め刺しという道具によるヒグマ駆除を行うための研修が新十津川町で行われ、本市の職員が受講したと報道にありました。先ほどの三上議員への答弁で緊急銃猟を市街地で行うには様々ハードルがあるということ伺ったのですが、この電気止め刺しというのはハンターの人手不足解消ですとか職員の安全確保、もちろん市民保護の両立に向けて新たな手法として大変注目されるものであると思います。この電気止め刺し、今後の活用方法及び実効性について伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 電気止め刺しについてのご質問でございます。箱わなで捕獲をしたヒグマですが、基本的には銃器により止め刺しを行うという方法が一般的でございますけれども、電気で感電をさせまして止め刺しを行う方法が電気止め刺しでございます。銃器で止め刺しを行う場合につきましては、銃器の使用には日の出前、日没後は実施できないという時間の制限があったり、市街地や建物内等では実施できないという場所の制限がありますが、電気止め刺しの場合はこのような制限を受けず実施することができます。さきに答弁いたしました南滝の川の出没を受け、箱わなを設置したというふうに申し上げましたけれども、実は箱わなで捕獲した場合の止め刺しにつきましては、設置場所周辺に学校、ショッピングセンターがあるということ踏まえまして、議員のお話にありましたとおり職員が研修会を受講いたしましたので、講師である新十津川町在住のハンターに電話連絡させていただきまして、電気止め刺しを実施することはできないかということで依頼をしまして、調整、必要な事務手続を行って、実は準備を進めていたところでございました。市職員や実施隊員であるハンターが自ら電気止め刺しを行うには、電気止め刺し専用の器具を所有をして、また訓練、経験が必要になるということもありますので、現時点では専用器具の購入をしての対応というのは検討しておりませんが、今後箱わなによる捕獲をした場合の止め刺しにおいて、今回のように設置場所の状況が銃器よりも電気での止め刺しが望ましいというケースでは、今年度調整を進めていた新十津川町在住のハンターに対応を依頼したいというふうに考えているところで

○高橋議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして高橋議員の質問を終了いたします。

寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷猛男です。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

### ◎1、市長の基本姿勢

#### 1、駅周辺整備事業について

まず、件名の1、市長の基本姿勢、駅周辺整備事業について伺います。要旨の1ですが、旧スマイルビルは当時駅前再開発の期待を背負って建てられた施設です。当時のことを知る人は、まだたくさんいるのではないのでしょうか。ですが、今はその面影もなく、駅前の寂れた雰囲気象徴する建物の一つとなっています。市民には大きな負担となっています。今回解体に向けて動いていますが、過去を消すのではなく、将来に何を残すのか考えるためにも解体にしっかり目を向けなければならないという思いでこの質問をするものです。旧スマイルビルに残された旧所有者等の物品を処分するとしていますが、本来旧所有者の責任において処理すべき物品を市民の負担で行うこととなります。これについては、市民への丁寧な説明が必要ではないのでしょうか。物品が残された経緯の説明、建物内部の公開、または状況が分かる画像の公開を行い、この解体について市民の理解を得るべきと考えますが、市の考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。駅周辺整備部長。

○駅周辺整備部長 旧スマイルビルの残置物につきましては、当該物件を譲り受ける際、残置物の処分も取引条件とすべきであったとの考えもあるかと思われませんが、旧所有会社における当時の状況に加え、その取引手法等を踏まえ、残置物の処分を取引条件とする状況にはなかったことから、現状有姿による取引に至ったものであります。備品等の残置につきましては、ビルオープン当初から入居テナントと所有会社もしくは管理会社との間において賃貸借契約における条件やスマイルビルの全館閉鎖といったことなど様々な経過や事情があったものと推察されますが、既に当事者間において整理された事項と認識をしております。そのような観点を踏まえ、現状において誤解や風評被害を招くおそれもあることから、改めて経過説明や建物内部の公開、公表は考えておりません。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 建物内部の公開は考えていないということなのですが、今回この質問をするのは残置物処理についてのその責任を問うとかという問題ではなくて、ビルを取得する段階で1億数千万円のお金をかけていると。今回も1億数千万円をかけて残置物を処理するというので、駅前の再整備に当たって本来であればこんなにお金をかけなくてもいいのではないかなという市民の思いというのはあると思うのです。ですから、これについてしっかりそれだけの税金を投入するわけですので、直ちには公開できなくても行く行く公開できる準備をするためにもこの中の状況とか、これについては記録として残しておいて、市民に公開できるような、そういう準備だけは必要ではないかと考えるところですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。駅周辺整備部長。

○駅周辺整備部長 ただいま寄谷議員のほうから今後の状況において公開できる場面があれば対応

を図るべきではないかと。それに対して記録としてしっかりとそれは残しておくべきではないかというご質問だったかと思いますが、我々としては今現状の中について処分に対して現場調査する中で、画像等についてのこちらとしての撮影、そういった部分での記録というのは我々として持っております。しかしながら、それを公表、公開をしていくということについては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。要旨の2です。駅前再整備事業の再開については、何人かの議員の方が既に質問されているところですが、駅周辺再整備の再開を確実にするためには財源の問題だけでなく、計画そのものについてもコンパクトにしたり、計画を、事業を分けたりする、そういう必要があるのではないかというふうに考えるという思いに至る出来事が幾つか私のところでありました。先日、文化連盟の代表者の方と懇談する機会がありました。そのときには、練習や発表に適した施設がないことで活動に苦勞していること、組織が細っていくというお話を伺いました。もともとない施設、それを造って文化活動をしたいというのとは違って、これまであった施設が閉鎖するというので、これまでの活動ができなくなる、天井が低いので、バトントワリングの練習がしにくいとか、そういう話を伺いますと、今ある文化活動がしぼんでしまうということで、一刻も早い事業の再開が必要ではないかというふうに感じたところです。

それと、もう一つは、何回かお話が出ていますが、滝川市の公共施設個別施設計画、滝川市のこども計画において整備を目指していた子育てと健康の拠点複合施設なのですが、これも今年の5月に基本計画を策定し、8年度当初予算案に当該事業に係る予算を計上し、議案として提案するというふうにされていますが、この中期計画とされていたものが早まることで、さらに駅周辺再整備に必要な財源が減っていくのではないかと、そういうふうに懸念するところです。

そこで、必要度の高い施設から優先的に施設を造っていく、そのほうが財政事情に左右される確率が少ないわけですので、そのような形で事業の再開を目指す、また施設を1つの大きな建物に集中するのではなく、2つ、3つに分散することでウオーカブルなまちづくりにもなると思いますので、今の基本計画について原案からの再開ではなく、見直すということも選択肢に入れるべきではないかと考えますが、この点について市の考えを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 駅周辺整備事業に関するご質問をいただきました。先ほど市長のほうから三上議員のご質問に対する答弁を申し上げたとおりでございますけれども、通告の中では政策転換など具体の手法も示していただきましたけれども、引き続き様々な可能性を検討いたしまして、今後のことにつきましては、先ほど市長が申し上げた時期に示していけるように事務を進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ちょっと確認させてください。いろいろな整備手法ということなのですが、それでいくとこの基本計画について見直すこともあるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 現時点でお答えできますのは、繰り返しになりますけれども、様々な可能性を検討してまいりたいということでございます。

○議 長 寄谷議員。

## ◎2、市民生活行政

### 1、ヒグマ出没情報の住民周知について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。市民生活行政で、ヒグマの出没情報の住民周知について伺います。先ほどからヒグマに関しては何人もの議員の方が聞かれているのですが、ヒグマの出没情報がある場合、ラインを通じて市から連絡があります。ですが、住民全員がラインに登録しているわけではありません。周辺住民に出没情報を迅速、安全に伝える手だて、多いほうがいいと思いますが、この点について市の考えを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ヒグマ出没情報の住民周知についてのご質問でございます。市民に出没情報を把握していただき、例えば暗い時間帯や徒歩での外出を控えていただくこと等ヒグマに備えた行動を取っていただくことがヒグマとの事故を避けるために非常に重要でございます。市では、ヒグマ出没の際、ホームページへの掲載、ラインでの配信のほか、実はSNSでもフェイスブック、防災エックス、観光インスタグラム等、様々なSNSで情報発信することで一人でも多くの方の目に出没情報が触れるよう幅広い情報提供に努めております。出没場所周辺の周知につきましては、周辺住宅等への注意喚起のチラシを郵便受けに投函するですとか周辺に看板を設置するですとか、それから広報車を運行したり、町内会への情報提供等、ホームページやラインで出没情報を確認できない方にも出没情報を知っていただけるよう対応しているところでございます。特に自身で掲載ページを確認しなくても出没情報が配信されるラインが一番多くの方に活用していただければと考えているのですが、注意喚起チラシ、今申しました郵便受けに入れるチラシですが、その裏面にQRコードを掲載をして、登録をしやすいようにということで促しているところであります。

今年度は、滝川市の1年間の出没件数が過去最多を数える状況でございます。そうした中でもヒグマによる事故、被害を防ぐには、関係機関と連携し、確実に対策を行っていくことに加えまして、市民一人一人に注意した行動を取っていただくということが欠かせません。そのためにも迅速に多くの市民の皆様へヒグマの出没情報を知っていただき、どのように注意した行動を取っていただく必要があるのかを知らせるべく、議員からもお話がありましたとおり、多様な手段、これによりまして市民周知、それから意識啓発に引き続き努めていきたいと考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 1点再質問をさせていただきます。出没した場合、看板を立てるとか、それから各戸にポスティングをする等々いろいろな方法があるということで紹介していただいたのですが、例えば町内会も挙げられたのですが、防災の場合の連絡網とかがあると思うのですが、そういうものというのは活用には加えられないのかということが1つと、あともう一つは情報を伝える場合に、例えば住民からこんな場合どうしたらいいのだろうという疑問が出てくることかと思

ますので、その情報に対して受け答えできる、そういう仕組みも必要ではないのかなと思うところですが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 再質問に答弁をしたいと思います。

まず、出沒したときに防災の連絡網等を加えられないかということでしたけれども、実は出沒した場合、まず市民の皆さんへのラインというのはございますけれども、庁舎内、市役所内部でラインでいち早く情報共有をいたします。それに基づいて、先ほど申しましたけれども、観光の関係であれば観光のインスタグラムに載せたり、広報のほうでフェイスブックに載せていただいたり、それから先ほどの話にもありました防災のエックスも活用させていただいております。また、学校周辺の事案というようなことでありましたら学校のほうに直ちに連絡をいたしまして、その連絡網を活用しての周知ということも行っておるところでありますし、農業地域でありますと農協のほうにお願いをいたしまして、その有する連絡手段を活用させていただくというような様々取組をしているところでございます。

今ほどお話にありましたどうしたらいいのだろうという疑問がある場合の受ける受け口と申しますか、そういう提案でございましてけれども、今すぐこの時点で私のほうからそれだったらこういう方法がありますよというようなお答えはできませんけれども、気持ちといたしましては多様な手段での周知というふうに思っておりますので、何かしらできることがないかということを確認をして、勉強して、可能であればそのような対応もしていきたいというふうに思っております。

○議 長 寄谷議員。

### ◎3、建設行政

#### 1、街路樹適正化計画について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。3番目の建設行政で、街路樹適正化計画について伺います。街路樹の適正化に向け、伐採が進められています。根を除去した跡地の利活用について伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 街路樹抜根後の植樹ますにつきましては、将来的にアスファルト舗装などにより埋めていくことを検討しておりますが、箇所も多く、予算措置も必要なため、まずは街路樹の伐採、抜根を優先的に進めまして、アスファルト舗装などの施工までの間は防草シートの施工など道路状況に応じた維持管理を続けてまいります。

なお、植樹ますを利活用したい場合につきましては、現在行っております緑花樹配布事業をご利用いただくことが可能ですので、詳細については問合せを願えればというふうに思っております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。今現在プラタナスの木がずっと伐採されてきているわけですが、このプラタナスの植栽をされている道路というのは交通量があり、歴史もある道路ではないでしょうか。伐採しても景観や環境改善の要請のある地域だと思えます。ですので、跡地

については、舗装ということが計画されているようですが、もっとまちづくりに活用する、そういうスペースとして活用を検討する必要があるのではないのでしょうか。現在建設部のほうで管轄されていると思いますが、これを市民課に移すなどということでもまちづくりに活用するほうが今の町内会、それから小学校とのつながり、こういうものも広まって行って、人とのつながりがつくれる、そういう活用ができるかと思しますので、そういう点での活用について検討できないか伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 先ほど答弁させていただきましたのは、伐根した跡のますについて、全てその都度きれいに処理できればいいのですけれども、予算の関係もあるものですから、なかなか難しいと。それに対して草が生えたりする、そういったものの景観に対して、また町内の皆様のご心配もあるかと思しますので、そういったことも含めて対応しているということの答弁をさせていただきました。今のご質問でいきますと、ますではなくて街路樹全体のお話のように聞こえたのですが、ますをまちづくりに活用するという意味ですか。ますをまちづくりに活用するというのであれば、例えば花を植えたり、そういったことなのかなというふうに考えられますけれども、それは先ほど申し上げましたとおり、当面の間は緑花樹配布事業ということですし、そのますのところは歩行者もおられるということもございますので、そういった安全性のことも考慮して今は防草シートであったり、そういう舗装で埋めていくということを考えております。将来的にそのます、地区を例えば限定して、この地区はそういうことをやりたいということで地域、町内会、市民の多くがそういったご提案があるということであれば、それは現段階で全て応えますということはお答えできませんけれども、そういったご要望があるのでしたらまずちょっとご相談はさせていただきたいと思いますが、現時点でなかなか予想のつかないこともございますので、ちょっとお答えとしては明確にはできません。それはご了承いただきたいというふうに思います。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今の点について改めて質問させていただきます。町内会等についても高齢化でなかなか運営していくのが難しい。花を植えたり、草取りをするので集まるのもなかなか集まりにくいというお話を伺っていますので、積極的に呼びかけましょうというのは難しいことかもしれませんが、ますの利活用について待っているというのでは、やはりなかなかそういうことでは進んでいけないと思うのです。ですから、市のほうから積極的に呼びかける、組織していく、そういう取組が必要ではないかなと。そういう点では、もっと市のほうで積極的に利活用について考えていくというか、市民に協力を求めていく。市民課のほうでたしかアダプトプログラムというのがあったかと思いますが、それについてもなかなか活用が進んでいないというようなお話を伺ったことがありますが、その点について、ここで諦めるのではなくて次の一手を考える、そういうことが市の取組として必要ではないかなと思いますので、その点について改めてできないものか伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 極めて高いハードルのお話でないかなと。例えばその道路全部きれいに街路樹がなくなっていくということではなくて、街路樹そのものを残した中での間引きをしていっています。そ

ういった意味で、まずそのものだけをもって市が積極的にまちづくりとしての提案をしていくという部分について、すみません、ちょっと想像がつかなくて、どの辺のことを言われているのかちょっと私が理解できていないのかもしれないかもしれません。やはり緑花樹配布事業というようところが今のところは最大というか、そういったところで考えております。

○議 長 寄谷議員、次の質問に移りますか。

○寄谷議員 移ります。

○議 長 寄谷議員の質問の途中でありますが、この辺で、ちょうどお昼でございますので、昼食休憩といたしたいと思います。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時54分

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

寄谷議員。

#### ◎4、教育行政

##### 1、学校等給食費の無償化について

○寄谷議員 それでは、最後の教育行政について伺います。学校等給食費の無償化について。中学校における給食費の無償化について、国の動向が決まった時点で判断するとの答弁が前回定例会での関藤議員の質問に対して答弁されていますが、そろそろ決断しておかなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。最終的な判断はされていませんが、国費による完全無償化は断念と方向性がほぼ固まっていると思います。完全無償化が国費できない場合、ではどうするのかということでは幾つかのシナリオが用意されているのではないかと思いますので、それについて伺いたいと思います。また、幼児教育、保育における給食費の無償化についても判断することになると思いますが、これについて考えを伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 まず、教育委員会から中学校給食費の無償化について答弁させていただきます。

中学校給食費の無償化の前段となります小学校の無償化に関しまして、現時点におきましても国からの正式な通知ですとか制度設計の提示が一切ない状況でございます。準備が進められず、困惑しているという状況です。新聞報道などによりますと、無償化と言いながらも一部の負担にとどまる月額4,700円程度を基に制度設計されるとか、先ほど議員もおっしゃられたように財源の一部を地方に求める、国費による無償化は断念するといった報道もされており、非常に不透明な状況にあります。こうした中においては、中学校の給食費を無償化するという判断できる段階にはございません。まずは、市長会などを通じて要望しておりますが、小学校給食費の無償化を目指すとともに、一方で中学校給食費におきましては、現在本市が独自に実施しております物価高騰分の公費負担の継続について、市長部局と共に協議検討してまいりたいと考えております。

なお、中学校給食費の無償化につきましては、小学校給食費の無償化の後にできるだけ速やかに実現するとされておりますので、そうした国の動きにつきましても引き続き注視してまいりたいと考えております。

○議 長 健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 併せてご質問のありました幼児教育、保育における給食費の無償化に関してですが、こちらは国の方針と連動して検討を進めていく考えであり、現段階では主食費、副食費ともに保護者負担とする国の方針に従うものでございます。引き続き、国の動向を注視し、対応してまいりたいと考えてございます。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。まだ具体化していない中なのですが、今現在市では食材費の値上がり分について負担をしています。これがどうなるのかについてちょっと不安があるので、お尋ねしたいのですが、中学校については小学校がどうなるかで決まってくるので、小学校についてちょっとお話を伺います。小学校では1食当たり305円ですので、一月当たり4,956円あたり給食費としてかかっているのではないかと思いますけれども、そのうち保護者負担が大体4,176円ぐらいで、市負担が780円ぐらいになるのではないかと思います。仮に国費のほうで4,700円の支給があれば、この4,956円のうち256円を市で負担すれば完全無償化になると思うのですが、国のほうで4,700円支給されれば、残りの部分について保護者負担としても現在よりはずっと負担が軽くなるのではないかと。ですので、現在市で負担している部分については、補助は要らないということで補助を外すのではないかと。ですから、国費で不足している分を現在の補助費から出して無償化する方向と、あるいは保護者の負担が軽くなるということで現在の補助をなくすという2つの方向に大きく道が分かれるのではないかと。それで、私としては、給食費の無償化のほうにかじを切ってほしいなと思うところですが、その辺について市のほうでどう考えているのか、考えを伺えますでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 今ほど細かい計数のお話をいただきましたが、そういう部分を含めて国から幾ら財源措置されるのかが見通しが不明なものですから、市費の負担として、では幾ら支出すれば小学校の給食費が負担できるかですとか、そういった想定が現状できないということで先ほど答弁させていただいたとおりです。ただ、市費負担として物価高騰分を今補っておりますので、そういった財源を基に、まずは小学校給食費を無償化できるように検討してまいりたいと思いますし、一方で中学校の給食費については物価高騰分について補えるように、それは内部協議を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○寄谷議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 新政会の田村でございますが、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

## ◎1、行政運営

### 1、ガソリン等の暫定税率廃止による影響について

まず最初に、ガソリン等の暫定税率廃止による影響についてでございますが、これはこの通告書を提出する時点ではまだ国会で審議中でありました。その二、三日後にガソリン暫定税率廃止法が全会一致で可決成立された法律でございます。12月31日にガソリン税が廃止となり、また来年4月1日からは軽油税17.1円が廃止となります。揮発油税、地方揮発油税、暫定税率で、国税が28.7円と暫定税が25.1円、それに消費税も課税されていますが、このガソリン暫定税25.1円が廃止されることにより本市についてどのような影響があるのかを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ガソリン等の暫定税率廃止についてのご質問ですが、政府はガソリンと軽油に課している暫定税率について、ガソリンは令和7年12月31日をもって、軽油は令和8年4月1日をもって廃止することを決定いたしました。

この暫定税率廃止に伴う影響についてですが、少し細かく説明をさせていただきますと、ガソリンに係る暫定税率1リットル当たり25.1円のうち、0.8円分が地方揮発油譲与税として市町村道の延長や面積に応じて自治体に交付されております。本市につきましては、廃止に伴い約700万円の譲与税譲与金が減額になるというふうに試算をしております。ただし、一方で譲与税譲与金は減額となりますが、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額も同額が減額となるということから、基準財政需要額と基準財政収入額の差額として交付をされております普通交付税については同額が増額されるということとなるため、仕組み上、歳入に係る本市への影響はありません。

なお、地方税である軽油取引税については、都道府県及び政令指定都市の歳入となるため、本市への影響はありません。

○議長 長 田村議員。

## ◎2、産業振興行政

### 1、滝川ふれ愛の里の今後の方策について

○田村議員 それでは、次に参りますが、滝川ふれ愛の里の今後の方策についてでございますが、入場者数は近郊の温泉施設よりも多いと。年間20万人ぐらいいは入っているということなのでございますが、入館者の割には収入が少ないと。そのために毎年7,000万円から1億円ぐらいいの赤字になっているということでございますが、収入に結びついていない原因は何かを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 滝川振興公社が指定管理を行っております滝川ふれ愛の里の令和6年度における利用者数につきましては、入浴者数、コテージ、キャンプ場の利用客数を含めまして年間20万1,612人となっており、中空知管内の公共温泉では利用客数が上位に位置すると認識しております。売上金額につきましては近郊の公共温泉の状況を把握してはおりませんが、滝川ふれ愛の里の令和6年度における管理代行負担金を除く売上金額は約1億7,000万円となっております。前年の令和5年度と比較しますと令和6年度の売上金額は若干減少しておりますが、この理由といたしまして

は、人手不足によりレストラン部門の時短営業を余儀なくされる期間が生じたことやコロナ禍のブームを経てキャンプ場、特にフリーサイトキャンプの利用客数の減少などが挙げられますが、市民の皆様にもご利用いただける公衆浴場の役割も担いますことから、入浴料金は近年据置きとしている状況であります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今の答弁のとおり、年間約20万人入っているということは実はすばらしい数字なのです。この近隣の温泉施設は、滝川よりももっとリニューアルしたり、いろんな工夫をしているのですが、入場者が滝川よりも少ない割に意外と健全経営になっているというようなことで、これだけ入って、なぜ売上げが上がらないのだと、その理由をお聞きします。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 次の質問と関連するかと思いますが、近隣の温泉全ての売上金額というものは私は承知しておりません。ただ、一般的に拝見をする中で、人数が少ないのに売上げが高いということがあるというふうに仮定しますと、いわゆる客単価と申しますか、そういった部分が関連してくると思いますので、例えば宿泊機能1泊幾らということが1人当たりの単価にはね返ったり、食事が非常に多く取られるとか、いろんなことが影響すると思いますが、ちょっと一概に私数字を承知しておりませんので、これ以上のことは申し上げられないというふうに考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 1番の質問と関連しますので、2番もお尋ねしますが、入館者からの苦情や提案、いろいろあると思うのですが、どのように受け止め、解決をしているか。また、収益向上を図る計画、さっき宿泊等いろんなことがありましたが、そういうことも含めて、このままではずっと赤字だと、ずっと赤字の垂れ流しになるというようなことでいいのかどうか。これはやっぱり止める策を考えないと駄目だと思うのですが、その策はないのですか。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 施設利用者からの苦情やご要望につきましては、施設の担当者や直接市にお伝えをいただくケースがございますが、改善が可能なものについては対応をさせていただいております。

次に、収益向上のご質問ですが、令和5年度に実施をしました滝川ふれ愛の里等の事業性調査の結果に基づきますと、売上増加につながる可能性のあるプランとしまして外客誘致、観光拠点機能の強化を図るため宿泊施設を付加するプランが選択肢の一つとして示されましたが、当時の試算で数億円から十数億円の初期投資を要する内容でございました。また、施設の方向性を定める選択肢の中にはダウンサイジングとしての業態転換といった選択肢も含まれましたが、当時の判断としましては公共施設として最大限施設を活用しつつ、当面リニューアルを行わず、入浴機能を維持するプランを選択をしたところでした。集客力の向上に向けましては、SNSなど効果的な広報によるコテージ宿泊客の確保、コテージやキャンプ場の宿泊料金改定、割引料金の適用による市民ゴルフ場利用客の取り込みなどに取り組んできたほか、今年度は子育て支援センター機能の館内移設によって公共施設の集約化と相乗効果の創出に努めております。また、来年5月にオープンを予定しています新たなB&G海洋センターは、周辺の遊び場としての機能も充実していますことから、ファミ

リー層を中心としたキャンプ場の利用につながるものと期待をしているところでございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 ここで市長にお伺いしておきたいのですが、ここの温泉は市長も私も議員のときに造った施設なのです。そのときに、私も市長も滝川市には宿泊施設があると。ホテルスエヒロ、三浦華園、そのほかに個人旅館等々があるので、その人たちの営業負担になっても困るということで、宿泊棟は断念したという経過がございます。でも、今はホテルスエヒロももうほぼ宿泊を取っていない。三浦華園も全室は開業していないというようなことなのですが、このまんまでは赤字はずっと続くと。そして、どうしたらいいのだと。資金がないなら、もう閉鎖するか、あるいはまたどこかに売却するか。そうでなく、今すぐでなくても、数年後にはホテルを建てて黒字化を図るといようなことがあると思うのですが、市長の見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 田村議員のご質問にお答えを差し上げますが、確かに当時はそのような判断がなされたというふうに私もよく存じているところでございます。時代が変わって、確かに今売上げを伸ばすためには宿泊棟が必要だという田村議員のお考えも十分理解するところなのですが、先ほど部長のほうからも答弁しましたとおり、非常に高額な費用がかかるということでございまして、それが費用対効果としてどれだけのものを生み出せるかというのを計算していかなければいけないというふうに思っております。今病院等の問題をはじめ、駅周辺整備、様々な事業を抱えている中において、今ここで決断をしてあそこに宿泊棟を建てるといようなことを私は判断できかねるというふうな思いでございます。将来的に赤字が続いてどうするのだということになった場合は、今お話をしたとおり、観光というものについて少し周辺の整備をすることによって何とかならないかという考えも今進めているところでございます。例えば美唄のゴルフ場が冬場の観光客が来ているようでございますので、ふれ愛の里の近辺にそのようなものを設置していく、安価な中で設置していくということも十分可能であるというふうに思っておりますし、今B&G財団と相談して新たな装置を入れていただいて、冬場も通年で利用できる海洋センターにしていきたいというお話もしているところでございまして、そのような形での誘客を図っていくということに努めることを今行っていきたいと思っております。今後本当に大きな赤字が続くようでしたら、いろいろと検討することも必要かと思いますが、現時点では売却等々はまだ考えておりません。民間のお力を借りるということを考えていきたいと思っております。

○議 長 田村議員。

### ◎3、教育行政

- 1、部活動について
- 2、滝川市民文化祭について
- 3、滝川市文化連盟からの要望事項について

○田村議員 それでは、次に行きます。教育行政でございますが、部活動についてお伺いをいたします。部活動を地域展開することを目標に、国の方針に基づき全ての部活動の運営を地域のスポー

ツ団体に委ねられることを目標としていますが、本市の実態と今後の方針を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 部活動について現状と今後の方針について答弁させていただきます。

中学校における部活動につきましては、国や北海道の方針を踏まえ、地域全体で連携して支え、子供たちに幅広い活動機会を保障する地域展開に向けまして、スポーツ系では野球やサッカーなど8種目、文化芸術系では美術と吹奏楽の2種目、合わせて10種目について検討を進めております。段階的に取り組んでおりますが、野球部は合同部活動方式、サッカー部は今年4月から拠点校方式による部活動を行っております。また、ソフトテニス部は、休日の部活動においてソフトテニス連盟の方に外部指導者として参画いただき、委託という形ではございませんが、指導協力をいただいております。費用弁償程度の謝金をお支払いしております。今後の方針としましては、スポーツ系、文化芸術系の各団体において考え方ですとか実情が様々異なるところがございまして、一律に進めることが難しい状況にあります。したがって、今後においては、団体の事情に加えて市内中学校の部活動における現状ですとかニーズを各校にも確認しながら、種目ごとにできるところから引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今の10種目ぐらいを検討されているということですが、ここに何人ぐらい要請をし、幾らぐらい払っているのですか。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 ちょっと数字については持ち合わせておりませんが、現在謝礼としてお支払いしているのは、ソフトテニスの休日に係る外部指導者の費用弁償程度ということでありまして、1回当たり2,700円程度ということでの金額となっております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きます。令和7年度の文化連盟の加入団体は37団体で、会員数は330名です。私が文化連盟の理事長をしていた頃は、67団体、630名ほどの会員がいました。今から七、八年ぐらい前のことですが、それに合わせるかのように滝川市民文化祭においても客足が遠のいています。その原因をどう分析、どう考えているかを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 滝川市民文化祭における来場者数の減少についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、年々来場者は減少している傾向にございます。市民文化祭は2日間の日程で開催しておりますが、本年度は延べ1,150人の方にご来場いただきました。令和6年度、昨年は延べ1,256人、令和5年度は延べ1,330人の来場がありましたので、減少傾向が続いております。その要因として、来場者の多くが展示部門の出展者、芸能部門の出演者、またそのご家族、知人、友人に加え文化連盟加盟団体の関係者ということで、年々文化連盟の加盟団体や会員が減少している、これが来場者の減少に影響していると考えております。その対策のため、周知方法については広報に掲載したり、新聞折り込みなどもしておりますが、また加えて滝川市公式ラインなども活用しておりますが、十分な効果が得られていないような状況でございます。

また、文化祭の実行委員会では、文化活動を未来につなげるといった視点から、会員以外の子供たちにも文化に触れていただくことや発表の場を設けることとし、昨年度よりこどもアート広場やこども音楽発表会の実施を取り入れ、新たなにぎわいづくりを進めてまいりました。会場として使用している美術自然史館と市民交流プラザの距離が若干離れているということで、来場者にご不便をおかけしていることも減少の一因として考えられるところではありますが、今後も多くの皆様に足を運んでいただけるよう文化祭の内容ですとか周知方法の工夫を実行委員会と共に検討してまいりたいと考えております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、最後の質問になりますが、滝川市文化連盟からの要望事項についてでございます。新政会は、19日、滝川市文化連盟関係者と懇談をすることになってございます。滝川市文化連盟からの要望事項についてどのような対応をしているかを伺います

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 滝川市文化連盟からの要望につきましては、本年10月31日に市長へ提出されました。要望の主な内容としましては、1つ目として旧文化センターを早期に修繕して使用できるようにすること、2つ目として修繕がかなわない場合は跡地に早期に新築すること、3つ目としてホール機能が整うまでの代替措置について拡充を求めるといった内容になっております。

この要望に対しまして、市からは旧文化センターを改修することや跡地への新築に対応することが困難であることをお伝えした上で、駅前にホール機能を含む複合施設の建設を進めていくという現状の方針についてお伝えしたところであります。代替措置への要望については、新たなホールの環境が整うまでの間、現行の補助制度を活用しながら、既存施設の利用をお願いしたところでございます。さらに、代替施設の環境改善や補助制度の拡充については、活用状況や制度内容を踏まえ、このたびいただいた要望内容やニーズを精査した上で、予算の範囲内となりますが、支援内容を検討していきたい旨をお伝えしております。

教育委員会としては、これまでいただいております代替措置に関する要望を踏まえ、公共施設の柔軟な対応について、例えばですが、美術自然史館のロビーの利用時間に関し弾力的な運用を求められておりますが、内容を確認しながら、できる限りの対応を検討してまいりたいと思っております。また、既存施設の改修、改善については、音楽公民館の講堂への空調設備の設置要望が多く寄せられており、予算の範囲内ということになろうかと思いますが、実現に向けて協議を進めていきたいと思っております。さらに、他市町の施設利用料に対する補助制度がございしますが、この制度の拡充に関しては内容の見直しを行い、より利用しやすい制度に整えていきたいと考えているところです。関係者の皆様にはご不便をおかけしております。新たな環境が整うまで既存施設や周辺市町の施設を利用いただくこととなりますが、各団体からの要望を踏まえ、支援策の拡充等検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今の近隣市町村の施設を利用するということは、既に利用している団体もあるのですが、この団体の使用料に対して補助するというような考えはおありですか。

○議 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 現状空知管内の公共ホールを使用した場合の補助制度というのは、既に用意しておりますが、団体からさらに拡充してほしい、もう少し使いやすくしてほしいというご要望をいただいておりますので、少しその補助制度の内容については、予算化協議も踏まえてですが、内容について協議検討してまいりたいと、そういう段階でございます。

○田村議員 終わります。

○議 長 ここで答弁の修正がございますので、これを許可したいと思います。総務部長。

○総務部長 先ほどの暫定税率廃止に関するご質問の中で、私軽油に係る税金につきまして軽油取引税というふうに言ってしまいましたが、正しくは軽油引取税の誤りでしたので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

### ◎日程第3 厚生常任委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、厚生常任委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 厚生常任委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。藤田委員長。

○厚生常任委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

今回の請願第2号につきましては、11月18日付で本委員会に付託され、11月21日開会の本委員会において紹介議員及び請願者の同席を得まして、本請願趣旨の聴取並びに質疑を実施し、慎重に審査を行ったところであります。その後、12月3日開会の本委員会において討論、採決を行った結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定したところであります。

以上、委員長の補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、先に本請願の採択に賛成の討論から始め、以降反対、賛成と交互にお受けすることといたします。

本請願の採択に賛成の討論ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷猛男です。私は、この市民のいのちと健康を守る「地域医療」を維持するために衆参議院・政府及び関係省庁への「意見書」上申を求める請願書を採択すべきとの立

場から討論いたします。

滝川市立病院は、住民が滝川に住み続けるためにはなくてはならない医療機関です。ところが、今年初め滝川市立病院の経営が逼迫し、市の事業を一部止めると、そういう事態になりました。住民の皆さんは、病院経営の逼迫に大変な危機感を抱いています。経営危機の要因として、医師数の減少、患者数の減少、そして人件費や物価の高騰の3点が指摘されましたが、経営の危機は滝川市立病院固有の問題ではなく、全国の自治体病院に共通する問題です。保険医療機関は、公定価格である診療報酬により運営されており、令和6年度診療報酬改定では物価や賃金の上昇、経営状況等の影響を踏まえて引上げが行われましたが、基本的に2年に1度の改定であり、急激な物価や人件費の上昇の影響を価格に転嫁できず、深刻な経営難に陥っています。全国自治体病院協議会による会員病院の令和6年度決算状況調査の結果では、経常損失を生じた会員病院は86パーセント、医療損失は95パーセントに上り、約9割の自治体病院が赤字決算の経営状況にあると報告しています。

この請願書で求める意見書の1項目めは、地域医療のセンター的役割を担っている自治体病院、公的病院の財政赤字を2025年度補正予算で補填すること、そして2項目めで診療報酬の改定を物価高騰、医療従事者の人件費引上げに対する適切な診療報酬にすることを求めています。これは、地域の医療提供体制を将来にわたって維持、確保するため、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬となるよう改定を行うよう求めるとともに、特に医療材料費や委託費など事業費用の急激な負担増により保険医療機関の経常収支が急速に悪化するなど危機的な経営状況にあることから、経営の安定化等に向けた緊急的な財政支援を行うことを求めるものです。

次に、意見書の3項目めでは、医療機関が仕入れ時に負担する消費税負担の回収の仕組みの変更を求めるものです。ここでは消費税の免除となっていますので、一般的に消費税の廃止を求めるかのような誤解を受けるかもしれませんが、そうではなく、輸出取引に対しては消費税が課税されないゼロ税率が適用されていますが、その適用を求めるものですので、ご理解願いたいと思います。現在社会保険診療は非課税とされており、医療機関等が社会保険診療を提供する際に患者から消費税を受け取ることはありません。医療機関等が社会保険診療を行うために医薬品や設備等を仕入れる際には消費税を支払っていますが、一般の事業者のように仕入れ時に支払う消費税相当額を売上時に受け取る消費税で回収することはできません。そこで、医療機関が仕入れ時に負担する消費税相当額を一部の診療報酬項目に上乗せすることで消費税補填を行う、そのような仕組みが取られています。しかし、実態を見ますと、医療機関の負担増加分を診療報酬に上乗せして補填する現行方式では、5割を超える病院で補填不足が発生している。一方で補填率150パーセントを超える病院もあり、ばらつきがあることが調査報告されています。1億円以上補填不足がある病院もあるということで、補填不足が発生している病院では財政難に拍車がかかっています。全国自治体病院協議会の令和6年度の決算状況調査の報告では、医療材料の価格高騰や医療機器保守委託費に係る消費税負担が常態化しており、ゼロ税率の適用や課税売上げの変更を求める、控除対象外消費税の見直しを求める会員病院の意見、要望を紹介しています。

ゼロ税率の適用という話が出てきましたが、これは日本では輸出取引に対して消費税が課税され

ないゼロ税率というのが適用されています。これにより輸出する商品に対して消費税がかからないため、売上代金にも消費税が含まれません。そこで、輸出業者が仕入れ時に支払った消費税を回収する仕組みとして、仕入れ時に支払った消費税、仕入れ税額を還付申請することで国からその税金が戻ってくる、そういう仕組みが取られています。この方式によれば診療報酬に上乗せすることがありませんので、保険の負担や患者負担も軽くすることができます。このような方式の変更を求めています。

そして、最後に4項目めで地方の医療機関の医師、看護師などの確保を保証する対策、医師偏在対策を行うことを求めています。医師不足は、滝川市立病院の経営危機の原因の一つになっています。市立病院では、春のときにお伺いしたのですけれども、整形外科、循環器内科それぞれが医局からの派遣を減員されることとなり、診療機能を維持していくことが極めて厳しい状況にあるというお話も伺いました。具合が悪いときに旭川、札幌の病院に通うということにはなりません。滝川市立病院が公的病院として地域における診療機能を果たしていくためにも、医師偏在の是正を求めべきではないでしょうか。

以上、自治体病院を守るために必要な請願、意見書だと思しますので、採択すべきというふうを考えますということで、討論を終わります。

○議長 長 次に、反対の方の討論ございますか。福井議員。

○福井議員 新政会の福井でございます。会派を代表して、請願第2号について反対の立場から討論いたします。

まず、地域医療の将来をおもんばかって請願なさってくださったことに対して、熱い思いに対する心強さと敬意を心より表します。多くの市民の皆様が医療危機の原因、地域医療を守るをテーマに、学習懇談会を通じて滝川市立病院について深く憂慮なさっていらっしゃることは、誠にごもつともであり、安心、安全な市民生活を営むためには持続性のある医療体制は絶対必要であることは間違いございません。滝川市のみならず、中空知においても滝川市立病院は欠くことのできない医療機関です。地域医療の持続性を担保するためには、より多くの困難を乗り越えていかなければなりません。しかしながら、意見書に記載されている4点の要求項目については、制度全体の公平性、整合性を欠くため賛同できませんので、以下項目ごと述べます。

1点目、財政赤字の補填については、国でも検討中であることと各自治体の病院の実情も様々であることから、財政赤字という大きなくりで補填することに賛同できません。財政赤字補填ではなく、効率的な病院経営の支援策の検討を求めるべきであり、中空知がモデル地域に選定されたことも勘案した上で反対いたします。

2点目、診療報酬改定については、定期的に行われていることから時間のずれについて理解できますが、要求の主眼として医療を受ける権利としている以上、物価や人件費とは切り離しての議論が必要であることから反対いたします。

3点目、消費税免除について、医療機関だけが免除されるのであれば、同じような公益性を担う教育や福祉の現場ではどのように説明すればいいのでしょうか。公平な税制とは、特定の業種に特権を与えるものではなく、社会全体で負担を分かち合うものであると考えているため反対です。先

ほど賛成討論のほうでも保険点数について詳細に補填不足の部分がありましたが、これについても先ほどの2番の理由と同じで、タイムラグについては分かりますけれども、2年に1度の保険点数改正がありますので、そういった部分で吸収していけばいい部分だと思います。また、免除すれば同じく困窮している医療施設に物品を納品している業者の負担となり、このような課税制度の公平性を著しく欠く要求は、紹介議員による医療現場の困窮をこうかつに利用した税制度全体に対する政治思想の刷り込ませと思われるために容認できないことも併せて付します。

4点目、医療偏在是正について、全国医療機関が医師や看護師の確保に苦慮しているのは周知のことです。国も医療従事者の偏在問題に対して様々な取組を行っている中、確保の保証の訴えとは医師や看護師に対して勤務地について国や行政が強制力を持たせることを訴えているように思えるために賛同できません。

以上4点も制度の公平性と整合性に欠き、国の既存の仕組みとの調和を乱すものであります。公平で持続可能な制度設計を守ることこそ市民全体の利益を保障する道と考えます。したがって、本請願には反対いたします。議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 次に、賛成の方の討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 なければ、反対の方の討論ございますか。高橋議員。

○高橋議員 私は、会派清新を代表し、本請願に反対の立場で討論いたします。

まず、最初に申し上げたいのは、地域医療を守りたいという思いは私も含めここにいる全ての皆さんがきっと同じであるということです。市立病院の厳しい状況に対する皆さんの不安は、私のもとにも日々届いております。今回の請願は、診療報酬の物価対応、医師の地域確保、医療機関への物価高騰支援などを求めています。しかしながら、こうした項目の多くが国が今既に動き出している、または方針を示しているものであります。また、滝川市の財政の全体を大きな視点で俯瞰すると、病院行政、病院事業はあくまで市の事業部の一つであり、この事業だけで市の将来全てが決まるものではないことが見えてきます。医療以外にも取り組むべき市の課題は多くあり、限られた行政資源をどこに振り分けるかという広い視点も重要ではないでしょうか。

ここで少し身近な例えを申し上げますと、子供の頃に親から宿題をしなさいと言われたときに、もうやったよ、あるいは今やろうと思っていたのにという経験が誰しもあるかと思います。今現在私は逆の立場なのですけれども、意見書というのは国がまだ動いていないところにこれをしてくださいと背中を押すための大事なツールであり、そして何よりも公的機関の総意であります。既に国が推し進めている政策と一部重なる要望を改めて意見書として提出することは、議会として適切な方法とは言い難いと考えます。

以上の理由から、本請願の趣旨には一定の理解を示しながらも、国の施策との整合性と地方議会からの意見書の性質という2つの観点から採択には賛成できないという判断に至りました。

これをもちまして反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号 市民のいのちと健康を守る「地域医療」を維持するために衆参議院・政府及び関係省庁への「意見書」上申を求める請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。この場合、原案について起立により採決します。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

◎日程第4 議案第13号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則

○議 長 日程第4、議案第13号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第5 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、市民生活部で、令和6年度の執行事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行ま

たは管理されていると認められました。

以上で報告第2号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年7月分から9月までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金、基金に属する現金並びに歳入歳出外現金及び預り金の出納及び保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計及び各基金の現金並びに歳入歳出外現金及び預り金に係る出納事務について計数上の誤りはなく、現金及び預金の管理も適正に行われていると認められました。また、計数以外の書類検査ではありますが、指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書

意見書案第2号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書

意見書案第3号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める要望意見書

○議 長 日程第6、意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書、意見書案第2号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書、意見書案第3号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書。送付先

は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第2号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第3号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第3号までの3件はいずれも可決されました。

#### ◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

#### ◎発言の訂正について

○議 長 ここで、監査委員より訂正の申出がございますので、これを許したいと思います。監査委員。

○監査委員 報告第3号、例月現金出納検査報告の説明につきまして、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき令和7年7月分から9月分までの例月現金出納検査として説明いたしましたが、このところ令和7年7月でなくて令和7年8月分から9月分までの誤りでございました。訂

正しておわび申し上げます。申し訳ありませんでした

#### ◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 令和7年第4回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

12月3日に開会されました本議会でございますが、本日までの8日間、議員各位におかれましては精力的にご審議賜り、提出された議案につきましていずれも可とご認定いただきましたことに心からお礼申し上げます。

さて、去る12月8日でございますが、大きな地震が夜分に発生いたしました。青森沖で震度6強ということでございますが、被災された皆様方、けがをされた皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、いち早い復旧を心から願う次第でもございます。今回新たに後発地震注意情報地域というものが指定をされました。幸いにも滝川市はその中に入っておりませんが、今後とも冬期間における地震が発生した際の避難所の設置等、また備品等々、様々な形で市民の皆様方の安全、安心を守るための足元を見直すいい機会になったなというふうに思っている次第でございます。議員各位のお力を得ながら、今後とも災害に強いまちづくりを目指したいという思いをしたところでございますので、ひとつ何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

いよいよ12月でございます。本年もあと僅かということでございますが、議員各位におかれましては、今インフルエンザも大流行しております。それぞれご自愛いただき、すばらしい新年をお迎えいただきますこと、また市民の皆様方におかれましてはすばらしい新年を迎えますことを心からご祈念申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

#### ◎議長挨拶

○議 長 私の立場からも今年1年の御礼を申し上げたいと思います。

議会運営に際しましては、議員各位の皆さん、そして理事者の皆さん方に1年間スムーズな議会運営にご協力を賜りましたことをまずもって御礼申し上げたいと思います。市長からもありましたけれども、ほかの地域では災害がございましたけれども、この滝川地域は大きな災害もなく、この1年過ごさせていただきました。若干山から熊が下りてくるようなことも散見されますけれども、これも時代の流れなのかなと思っているところでございます。今年1年いろんなことがございましたけれども、それらを踏まえながら来年1年がよい年になりますことを願いながら、今年1年間の運営に対しましてのご協力に感謝申し上げます。皆さん方、年末年始お体に気をつけて、よいお年を迎えることをご祈念申し上げながら、ご挨拶に代えさせていただきます。今年1年ありがとうございました。

#### ◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして令和7年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時01分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員